

〈別冊〉

福島県

こどもまんなか

プラン

～教育・保育等の量の見込みと提供体制データ集～

令和7年〇月  
福島県



# 目次

## 第1章 幼児教育・保育等の提供体制

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 区域の設定  | …2 |
| 2 | 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・<br>保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | …2 |
| 3 | 県が行う認可及び認定に係る需給調整                                  | …5 |
| 4 | 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整                             | …6 |

## 第2章 各年度における教育・保育に係る区域（市町村）ごとの量の見込みと 提供体制の確保方策

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 1号・2号に係る量の見込みと提供体制の確保方策 | …未 |
| 2 | 3号に係る量の見込みと提供体制の確保方策    | …未 |

### 3 【参考資料】

- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| 5<br>4<br>6 | 市町村における地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制の<br>確保方策 | …未 |
|-------------|---|----|

# 1 第1章 幼児教育・保育等の提供体制

## 2 1 区域の設定

### 3 (1) 区域設定の趣旨

4 区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育  
5 体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位とされており、本計画で  
6 は、子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が  
7 定める教育・保育提供区域を勘案して定めることとされています。

8 なお、当該区域は、県が教育・保育施設の認可・認定の際に行う需給調  
9 整の判断基準の単位となるものです。

### 11 (2) 区域設定の内容

12 本県では、市町村の面積が比較的広いため、市町村ごとにおおむねの需  
13 給バランスが図られていること、広域利用の場合であっても隣接市町村にお  
14 ける個別対応がほとんどであるという実情を踏まえ、各市町村をそれぞれ  
15 1区域として設定します。

## 17 2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の 18 確保の内容及びその実施時期

### 19 (1) 基本的な考え方

#### 20 ① 教育・保育に係る量の見込み（需要）

21 各市町村は、現在の教育・保育施設の利用状況に、現在の利用はないも  
22 のの今後利用したいという潜在的なニーズ量を含めた数を需要量のベー  
23 スとして見込んでいます。その結果を分析し、地域の実情を踏まえた所要  
24 の調整を行い、市町村子ども・子育て会議の審議を経て最終的な需要量  
25 を決定しています。

26 本計画における教育・保育に係る量の見込みの策定に当たっては、市町  
27 村ごとにその数値を集計し、以下の認定区分ごとに定めています。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要(※1) とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする 就学前の子ども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育事業

1           ② 教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

2           各市町村は、現在の教育・保育の提供可能量を把握した上で、需要量と  
3           比較し、不足する場合には、計画的に提供体制を整備することとなります。  
4           この確保方策の数値は、提供体制の整備に向けた年次計画値となります。  
5           本計画における教育・保育の提供体制の確保方策の策定に当たっては、市  
6           町村ごとにその数値を集計したものです。

7           なお、確保方策は、認可及び確認（※2）を受けた教育・保育施設が対象  
8           となります。

9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24           ※1 保育を必要とする場合とは保育の必要性を客観的な基準に基づき、児童の保護者が、  
25           次の内容の事由に該当し、児童の保育をすることができないと認められる場合です。

- 26           ① 就労している場合  
27           ② 妊娠中又は出産後間もない場合  
28           ③ 保護者が疾病、障がい等を有している場合  
29           ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護が必要な場合  
30           ⑤ 災害の復旧に当たっている場合  
31           ⑥ 求職活動中である場合  
32           ⑦ 就学している場合  
33           ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合  
34           ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合。  
35           ⑩ 市町村が特に認めた場合

36           ※2 確認とは、認可施設・認可事業者の中で、市町村が施設型給付、地域型保育給付の対象  
37           となる施設・事業者について、財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する  
38           行為です。

1 (2) 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 ①教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（総括表）

3

4

5

6

7

8

9

10

	量の見込み			確保量			需要と供給の差		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
令和2年度	令和 7～11 年度版は調査中								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

11

12 ② 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（1号・2号）

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

	量の見込み			確保量						需要と供給の差	
	1号 ①	2号		1号			2号			1号 ④-①	2号 ⑤-②-③
		幼児期の学校教育の利用希望が強い ②	左記以外 ③	合計 ④	特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	合計 ⑤	特定教育・保育施設	企業主導型保育施設の地域枠		
令和2年度	令和 7～11 年度版は調査中										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											

24

25 ③ 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容（3号）

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

	3号(0歳児)						3号(1～2歳児)					
	量の見込み ①	確保量				需要と供給の差 ②-①	量の見込み ①	確保量				需要と供給の差 ②-①
		合計 ②	特定教育・保育施設	地域型保育	企業主導型保育施設の地域枠			その他	合計 ②	特定教育・保育施設	地域型保育	
令和2年度	令和 7～11 年度版は調査中											
令和3年度												
令和4年度												
令和5年度												
令和6年度												

36 ※ 区域ごと数値については、巻末の別表のとおり。

37 ※ 「その他」… 一時預かり事業、幼稚園における預かり保育、財政支援を行う認可外保育施設等

1 (3) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

区分	令和2年度			令和3年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)
保育教諭	令和7～11年度版は調査中					
保育士						
幼稚園教諭						
区分						
保育教諭						
保育士						
幼稚園教諭						
区分						
保育教諭						
保育士						
幼稚園教諭						

3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的な考え方

認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「認定こども園等」という。）の認可・認定に当たっては、本計画において記載している各年度の需給見込みに基づき判断します。

具体的には、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、市町村計画との整合性を個別に判断の上、本計画における区域ごとの供給量が需要量を超えない範囲で、認可・認定することを原則とします。

なお、中核市である福島市、郡山市及びいわき市に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所の認可については、それぞれの市が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき行うこととなります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

上記(1)に記載した方法に関わらず、事業計画に基づき、認定こども園等の具体的な整備計画がある、又は整備を行っている場合には、その分を現存の供給量に加えることとします。その上で、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設から申請があった場合は、本計画における区域ごと、

1 認定区分ごとの供給量が需要量を超えない範囲で認可・認定することを原則と  
2 します。

### 3 (3) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合

4 認可・認定については、上記(1)に記載した方法が原則です。

5 しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できる  
6 とともに、地域の子育て支援を担う施設であることから、その普及に取り  
7 組むことが重要であります。

8 国は認定こども園を推進していることから、現行の幼稚園・保育所で認  
9 定こども園への移行希望がある場合、市町村計画との整合性を個別に判断  
10 の上、認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定することを原則とし  
11 ます。

## 12 13 4 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

### 14 (1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

15 現在、幼稚園や保育所の利用に当たっては、保護者の選択に基づき、他  
16 の市町村に所在する施設に通園している事例があります。

17 各市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、教  
18 育・保育についての需要量の見込みとその確保方策を定めていく必要があ  
19 りますが、市町村を越えた教育・保育の利用が一定数見込まれる場合は、  
20 その分を考慮して確保方策を定めることが合理的です。ただし、市町村計  
21 画に他の市町村に所在する教育・保育施設の利用を確保方策として反映さ  
22 せる場合は、事前に当該市町村間において合意をするとともに、相手方の  
23 市町村計画についてもその分が反映されている必要があります。

24 なお、市町村間で合意に至らなかった場合で、かつ、当該市町村からの  
25 要請があったときには、県が広域調整を行います。

### 26 27 (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

28 市町村は、特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとする場合又は  
29 変更しようとする場合には、子ども・子育て支援法の規定により、あら  
30 じめ県に協議を行う必要があります。

31 県は、市町村からの協議内容について、子ども・子育て支援事業支援計  
32 画に定める確保方策と整合性が図られているかなどを審査の上、その結果  
33 を当該市町村に対して通知することとします。